



平成31年1月18日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の原子炉設置変更許可申請について

当社は、本日、東海第二発電所の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

本件は、平成29年9月の設置許可基準規則の改正に伴い、地震時において燃料被覆管が持つ放射性物質の閉じ込め機能を維持するための要求が明確化されたことから、これに対応する設計方針を追加したものです※。

本申請に伴う設備の設計変更や改造工事はありません。

添付資料：東海第二発電所 原子炉設置変更許可申請の概要

※：改正された設置許可基準規則では、新規基準に適合した発電所は、本年9月30日までに当該規則を反映した原子炉設置変更許可が必要との経過措置を定めている。
東海第二発電所は、平成30年9月26日に新規基準への適合に係る原子炉設置変更許可を受けたことから、今般、この経過措置に則る対応を行うもの。

以 上

東海第二発電所 原子炉設置変更許可申請の概要

1. 基準と設計方針

| 基準 | 基準適合のための設計方針（概要） |
|---|--|
| 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 | 炉心内の燃料被覆材は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時※に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件でも、強度に十分な裕度を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。 |

2. 評価結果

| 評価項目 | 評価結果 |
|------|--|
| 応力評価 | 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に発生する応力に加え、基準地震動による応力を考慮しても、発生応力は許容応力を下回っていることを確認した。 |
| 疲労評価 | 基準地震動による繰り返しの荷重を考慮し、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の荷重条件を足し合わせても、累積疲労サイクル数は、許容サイクル数を下回っていることを確認した。 |

※過渡変化：運転中に圧力や出力が変動する事象

以上